

# 淀川町内会・福祉会非常災害時等措置要綱

この要綱は、非常災害時における町内会員の緊急避難及び救護等についての概要を定める。  
(本要綱以外の防災の詳細は2017年度福山市防災ガイドブックをご参照願います。)

## 1 緊急避難などの災害・防災情報の入手

- (1) 福山市関係機関→光交流館→町内会役員→隣近所で声を掛け合い避難
- (2) 市民への災害緊急メール等  
(福山市メール配信サービス・広島県防災情報メールサービス等)
- (3) 光学区淀川情報ラボ (LINE オープンチャット) で情報提供

## 2 緊急避難先

- ・緊急避難先及び連絡責任者は原則次のとおりとする。

避難先	主とする地域	連絡責任者(◎印はリーダー)
鷹取中学校校舎 (洪水・津波・地震)	A・Bブロック	◎会長、A・Bブロック長 他役員
光小学校校舎 (洪水・津波・地震)	C・Dブロック	◎副会長、C・Dブロック長 他役員

なお、光公民館は土砂災害以外は避難先としては不適格です。

- ・津波等超高潮位洪水災害が予想される緊急事態については以下の表にこだわらず、高台もしくは鉄筋コンクリート等堅牢建築の三階以上の高層階に緊急避難する(垂直避難)。
- ・車にて避難の場合は交通渋滞に巻き込まれることの無いよう注意する。
- ・上記による避難先が困難のときは直近の箇所とする。

## 3 緊急避難先においては、避難先責任者の指示にしたがう。

町内連絡責任者は会員の把握と確認につとめ異状の有無等についてとりまとめる。

- 4 避難先における救護・救援等については、**光学区自主防災協議会**の各班との連携を密にし、避難者に対する応援食料・飲料水・衣料寝具・介護者に対する支援等について万全を期する。
- 5 救護・救援等について、上記以外に必要が生じるときは、または上記によりがたい状況のときは、**町内会の別途積立金**からの支出により、補完等最善の策を講じていくこととする。なお、この支出については、事後の直近の役員会に報告し承認を受けるものとする。
- 6 この要綱にない事項については、光学区自主防災協議会の指示により行動する。
- 7 この要綱は、平成17年作成。平成23年一部改正。  
平成30年 改定(光公民館を避難先としない)  
令和6年 光学区淀川情報ラボ (LINE オープンチャット) を追加